

令和8年7月分

本案件は、調達・契約システムで契約した案件です。
調達・契約システムにおいて随意契約理由書が公表されるまでの間、公表するものです。

随意契約結果(業務委託)

【問い合わせ先】
大阪市都市整備局総務部総務課 電話 06-6208-9645

No	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	八幡屋第1住宅2号館設備工事監理業務委託	400 設備設計・監理	(株)総合計画	¥6,710,000	令和8年7月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1 案件名称

八幡屋第 1 住宅 2 号館設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 総合計画

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社総合計画が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ（電話番号 06-6208-9386）